

シンポジウム「医療と文化」-1

遣唐使のもたらした医療と文化

丸山裕美子

愛知県立大学

推古31年(623)7月、建国まもない唐から帰国した^{くわし}医 恵日らは、「かの大唐国は、法式備わり定まれる珍の国なり。常に達すべし」と奏聞した。舒明2年(630)に最初の遣唐使が派遣され、以来、唐律令に倣った本格的な法制整備が進められ、大宝元年(701)の大宝律令成立に至る。この間、7次に及んだ遣唐使は、可能な限りの隋・唐の法典をもたらしたものと思われる。日本の古代国家=律令制国家成立の契機となった奏上を、隋・唐で学んだ「医」が行ったということは、「医療と文化」を考える上で象徴的である。

大宝令には、「医疾令」の篇目があり、唐制に準じた医学教育と官人医療の制度を規定していた。日本の医疾令(散逸)は、江戸時代以来の研究によってほぼ全文が復原されている。1999年に中国寧波の天一閣で発見され、2006年に公開された北宋天聖令一唐令を含む一によって、唐の医疾令の復原研究も進展したが、それによって、日本の医疾令が、唐の医疾令を大枠ではそっくりそのまま継受していたことが明らかになった。日本の古代国家は、先進的な医学知識と医療技術の導入を積極的にはかっていたのである。

飛鳥・藤原京跡から出土する薬物木簡は、中国の本草・医書に基づく、薬の栽培・保管、諸国からの徴収システム、調合・処方、7世紀後半に開始されていたことを示している。全国から薬を徴収する体制の成立は、地方における本草知識の普及に寄与したであろう。実際『出雲国風土記』などの地方の風土記にみえる植物は、中国の本草書通りの名称で記され、和名ではなく中国の音(呉音)で読まれていた。医疾令によって地方におかれた国医師らが、中国の医書を使用していたことも、多賀城出土の漆紙文書からうかがえる。

9世紀末の『日本国見在書目録』に載せる漢籍に、実学的な分野、とくに本草・医書が多いことは周知のところであるが、医学知識については、医師だけが独占していたわけではない。例えば、大宝令の註釈書である「古記」(『令集解』)は、『葛氏方』を引用している。「古記」は天平10年(738)頃に成立したとされ、作者は天平の遣唐使の入唐請益生であった秦大麻呂が想定されている。大麻呂自身が、唐で『葛氏方』を書写あるいは購入して帰国した可能性がある。

2度の入唐、在唐通算19年の経歴を持つ吉備真備は、『唐礼(顕慶令カ)』130巻以下多くの漢籍をもたらしたが、医書も携えて帰国したであろう。真備が著した訓戒書「私教類聚」には、「医方を知るべき事」があげられている。「丸料薬」「湯料薬」それぞれの生薬の処理法を記した上で、「医方を知るべくも、業を専らにすべからず」(『政事要略』所引)という。奈良時代の貴族は、中国の先進医療に関する知識を一定程度身に着けていたと思われる。

真備とともに天平勝宝5年(753)に来日した唐僧鑑真に、薬物知識があったことはよく知られている(『続日本紀』)。『唐大和上東征伝』には天宝2年(743)の渡航計画の際に準備した香薬19種が挙げられており、そこには呵梨勒など『新修本草』(659年奏上)で加えられた薬が含まれ、その多くは、光明皇太后が東大寺大仏に献納した60種の薬(「正倉院薬物」)に一致する。『新修本草』は鑑真来日の20年以上前に舶載されていたが(養老の遣唐使)、新しい医書と新しい輸入薬は常に求められていたであろう。鑑真の処方「鑑上人秘方」(『日本国見在書目録』)は、『医心方』に4例、『本草和名』に2例

の引用がある。

興味深いことに、10世紀後半成立の『医心方』（984年奏上）には100点を超える中国医書が引用されているが、そのほとんどは六朝・隋代を含む8世紀までに成立した医書である。最後の遣唐使の帰国が承和6年（839）であることを考えると、遣唐使がもたらした医書が、平安中期までの日本の医療を支えていたといえるであろう。